

企画競争説明書

業務名称：大洋州地域(ミクロネシア、キリバス)強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト

調達管理番号：23a00226

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月9日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年8月9日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：大洋州地域（ミクロネシア、キリバス）強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2028年6月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年11月 ～ 2025年10月

第2期：2025年10月 ～ 2028年6月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期(24か月)

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

第2期(34ヵ月)

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の14%を限度とする。
- 2) 第3回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の14%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部新型コロナウイルス感染症対策協力推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 8月 15日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 8月 16日 12時
3	質問への回答	2023年 8月 21日
4	プロポーザル等の提出用	プロポーザル等の提出期限日の

	フォルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 9月 1日 12時
6	プレゼンテーション	2023年 9月 6日14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年 9月 12日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「大洋州地域強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：21a00899）の受注者（株式会社日本開発サービス）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1） 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい

ます。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文: 特段の指定なし

- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～5）の経費と6）～7）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
 上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開

封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「大洋州地域（ミクロネシア、キリバス）強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な蔓延の影響で、大洋州島嶼国は恒久的に不足している医療人材に起因する課題に加えて、交通・通信インフラの脆弱さや限られた医療資源などに起因する課題にも直面した。水際対策強化に多くの人材と資源を投入して市中感染予防をする一方で、母子や非感染性疾患（NCDs）患者への必須保健サービスの提供が手薄になることが課題となった。将来の健康危機発生時のリスクを軽減するためにも、平時から保健サービスの質の向上を図ることが重要である。特に肥満やNCDsがある場合にはCOVID-19の重症化リスクが高いことが示されているものの、重症化した場合に対応できる高次医療施設は大洋州諸国においては限定的である。将来の健康危機発生時のリスクを軽減するためにも、必須保健サービスを途切れなく提供できる強靱な保健システムの構築が求められている。かかる状況下、フィジー、トンガ、ミクロネシア、キリバスの4か国は健康危機時にも対応できる強靱な保健システムの構築のため、我が国に「大洋州地域 強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施を要請した。

2021年7月に開催された第9回太平洋・島サミット（PALM9）の首脳宣言において、我が国は「新型コロナウイルス感染症への対応と回復」を重点分野の一つとして掲げており、COVID-19の影響を踏まえた保健医療体制強化及び経済回復に資する支援を行う旨、表明している。また、JICAの課題別事業戦略「保健医療」では、COVID-19等の公衆衛生上の危機への対応を強靱化し、人々の基礎的生活の基盤となる健康を守る体制作りを推進しており、本プロジェクトはこれら方針に合致する。

本プロジェクトは、将来の健康危機発生時にも必須保健サービスを滞りなく必要な人々に届けられるよう、健康危機時及び平時のサービス提供能力の強化を通じて、強靱な保健システムの構築を目指す。その過程で得られた知見や教訓を各国

が国内外で共有することにより、保健医療システムの Build Back Better を推進するものである。

本プロジェクトの対象国は要請書が接到した4か国（フィジー、トンガ、ミクロネシア、キリバス）であり（うち、ミクロネシア及びキリバスの2か国で実施するプロジェクトを「本業務」という）、間接的受益国は10か国（マーシャル、ナウル、パプアニューギニア、ソロモン、ツバル、バヌアツ、サモア、クック、ニウエ、パラオ）である。

なお、フィジー及びトンガの2か国に係る事業については、別途契約済みで、2023年6月に案件を開始している。

第3条 プロジェクトの概要

プロジェクト名、上位目標、プロジェクト目標はミクロネシア及びキリバスで共通であるものの、成果以下は異なるため併記する。

（1）プロジェクト名：大洋州地域強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト

（2）上位目標：対象4か国それぞれにおいて健康危機に対応できるよう保健システムが強化される。

（3）プロジェクト目標：健康危機時における母子保健の必須保健サービス継続のための能力が強化される。

【ミクロネシア】

（4）成果及び活動

成果1：健康危機時における母子保健の必須保健サービス提供が統合されている政策や指針等が整備される。

- 1-1. COVID-19の影響を軽減する対策を含め、母子保健及び関連する保健サービスに関する状況分析を行う。
- 1-2. 状況分析結果を関係者間で共有し、健康危機時に提供すべき保健サービス提供について認識を共有する。
- 1-3. 健康危機時の母子保健の必須保健サービス提供に関する指針等の見直しを行う（関連サービスとの統合、ワンストップサービス、デジタル化等含む）。
- 1-4. 成果2及び3の結果を含め、健康危機時における母子保健サービス提供に関連する標準作業手順（Standard Operating Procedure: SOP）を見直し、改訂する。
- 1-5. 成果2及び3の結果を、モニタリング・評価方法も含め、政策や指針に反映するための提言をまとめる。

成果2：健康危機時でも母子保健の必須保健サービスが継続提供できるよう人材育成能力が強化される。

- 2-1. 母子保健サービス提供者の人材育成課程の情報を収集し、分析する。
- 2-2. パイロット地域の選定と既存の人材育成教材へのアクセス向上の手段

(デジタル技術の活用を含む)を検討し、合意する。

- 2-3. 健康危機時に必要な知識やデジタル技術活用を含むよう人材育成モジュールを改訂する。
- 2-4. 遠隔研修を企画・実施・評価できるトレーナーとなる人材を育成する。
- 2-5. 遠隔教育パイロット地域を選定し、遠隔研修を実施する。
- 2-6. 定期的な遠隔研修の研修実施と内容見直しができるよう、人材育成コースのモニタリング・評価に用いる様式を更新する。
- 2-7. 活動2-3から2-6の結果を踏まえ、人材育成のモジュール改定を行い、政策提言の要素となるような好事例や教訓を取りまとめ、国内で共有する(優良事例、ケーススタディ、教訓などを含む)。

成果3: デジタル技術パイロット地域において、必須保健サービス提供のためにデジタル技術を活用する能力が強化される。

- 3-1. 健康危機時における母子保健サービス提供を継続するために、最も必要とされているデジタル技術を特定するために調査を実施する。
- 3-2. デジタル技術の導入のためのパイロット地域を選定し、保健社会福祉省関係者からIT責任者を選定する。
- 3-3. 導入予定のデジタルアプリケーションの要件を取り纏め、必要な場合には機材も特定する。
- 3-4. 導入のための研修教材の作成と、アプリケーションや必要機材の導入をする。
- 3-5. パイロット地域でデジタル技術導入のための研修を実施する。
- 3-6. デジタル技術を活用した母子保健サービスを提供する。
- 3-7. サービス提供の試行活動の分析・評価を行い、必要な改訂を行う。
- 3-8. 事業強化のためのデータ活用や試行活動の拡大を含め、母子保健サービス提供強化のために、試行により入手できた情報を活用して提言を取りまとめる。
- 3-9. 提言、優先度及び更なる調査を基に、試行したデジタル技術を必要に応じて他地域に展開する。

成果4: 健康危機時における母子保健等必須保健サービスの継続提供に関する経験や実践状況を共有するための大洋州諸国のネットワークが強化される。

- 4-1. 世界保健機関(WHO)や太平洋共同体事務局(SPC)など、地域連携プラットフォームを持つ機関が有する既存の協力体制に参画する。
- 4-2. 参加国間で経験や活動結果を共有する。
- 4-3. 大洋州諸国の政府や国際機関と協力し、地域で関心の高い分野での共修を促進するためのワークショップや研修を実施する。
- 4-4. ワークショップや域内研修を基に、必要な行動を起こす。

【キリバス】

(4) 成果及び活動

成果1: 健康危機時における母子保健の必須保健サービス提供が統合されている政策や指針等が整備される。

- 1-1. COVID-19の影響を軽減する対策を含め、主に3-10歳に焦点をあてた母子保健及び関連する保健サービスに関する状況分析を行う。

- 1-2. 状況分析結果を関係者間で共有し、健康危機時に提供すべき保健サービス提供について認識を共有する。
- 1-3. 健康危機時の主に 3-10 歳に焦点をあてた母子保健の必須保健サービス提供に関するガイドラインや SOP 等の見直しを行う。
- 1-4. 成果 2 及び 3 の結果を含め、健康危機時における主に 3-10 歳に焦点をあてた母子保健サービス提供に関連する SOP の改訂や標準パッケージ (Package of interventions : POI) 策定をする。
- 1-5. 成果 2 及び 3 の結果を、モニタリング・評価方法も含め、政策や指針に反映するための提言をまとめる。

成果 2: 健康危機時でも母子保健の必須保健サービスが継続提供できるよう人材育成能力が強化される。

- 2-1. 母子保健サービス提供者の人材育成課程の情報を収集し、分析する。
- 2-2. パイロット地域の選定及びその地域に見合った人材育成研修への参加機会や教材へのアクセスを向上するための手段を検討する。
- 2-3. 健康危機時に母子保健サービスを継続提供するために必要な人材育成モジュールや教材を改訂する。
- 2-4. 研修の企画・実施・評価できる研修指導者を育成する。
- 2-5. パイロット地域で、研修を実施する（研修前後で評価を実施する）。
- 2-6. 人材育成研修のモニタリング・評価制度を更新する。
- 2-7. 開発したモジュール等を既存の人材育成のシステムに統合し、好事例や教訓を取りまとめ、国内での共有や政策提言を行う（優良事例、ケーススタディ、教訓などを含む）。

成果 3: パイロット地域の医療施設や学校において母子保健、主に 3 歳から 10 歳を対象とした栄養関連サービスを提供する能力が強化される。

- 3-1. 主に 3-10 歳の栄養に焦点を当て、健康危機時にも継続して提供すべき栄養関連サービスの状況分析を行う。
- 3-2. 栄養関連サービスに関する既存のサービス提供ツールや情報・教育・コミュニケーション (Information Education Communication: IEC) 教材をリストアップする。
- 3-3. 関連するガイドラインや SOP を実施するためのツールや IEC 教材を開発する。
- 3-4. 開発したツールや IEC 教材を使って、パイロット地域で栄養に関するスタッフ研修を実施する。
- 3-5. 研修を受けたスタッフが、主に 3-10 歳を対象にした栄養関連サービスを提供する（サービス前後で評価を行う）。
- 3-6. 提供された栄養関連サービスを分析・評価し、必要な修正を行う。
- 3-7. パイロット活動で入手したデータを基に、主に 3-10 歳を対象とした栄養関連サービスの提供強化のための提言をまとめる。
- 3-8. 提言の結果に基づき、パイロット地域で実施した活動を他の地域に展開する。

成果 4: 健康危機時における母子保健等必須保健サービスの継続提供に関する経験や実践状況を共有するための大洋州諸国のネットワークが強化される。

- 4-1. WHO や SPC など、地域連携プラットフォームを持つ機関が有する既存の協力体制に参画する。
- 4-2. 参加国間で経験や活動結果を共有する。

- 4-3. 大洋州諸国の政府や国際機関と協力し、地域で関心の高い分野での共修を促進するためのワークショップや研修を実施する。
- 4-4. ワorkshopや域内研修を基に、必要な行動を起こす。

(5) 対象地域：ミクロネシア全土、キリバス全土

(6) 関係省庁・実施機関

ミクロネシア：保健社会福祉省

キリバス：保健医療サービス省

(7) 協力期間：2023年11月～2028年6月を予定

第4条 業務の目的

本業務は、主にミクロネシア及びキリバスにおいて、健康危機時の必須保健サービス提供に関連する指針等の整備と人材育成及び経験共有により、健康危機時の必須保健サービス継続に資する保健サービス提供能力の強化を図り、もって健康危機時にも対応可能な強靱な保健システムの強化に寄与するもの。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2023年4月28日にミクロネシア連邦政府と、2023年6月5日にキリバス共和国政府とそれぞれ署名したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「大洋州地域強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 業務の柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、本業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ業務の方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることをとする。

(2) 業務の実施 (運営) 体制

本企画競争説明書における業務範囲はミクロネシア及びキリバスの2か国での業務実施にかかるものである。

ミクロネシアでは保健社会福祉省、キリバスでは保健医療サービス省をC/Pとして、省内の関係各局のメンバーと合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）を構成し、意思決定を行っていくことを先方と合意している。本業務の対象地域がミクロネシア及びキリバス全国となっているため、現地の専門性を有するローカルスタッフ¹を積極的に活用した効率的かつ効果的なプロジェクト運営が求められる。

なお、ミクロネシアは連邦であり、ポンペイ・チューク・ヤップ・コスラエの4州から構成され、連邦のみならず各州が個々に憲法を有しているなど独立性が高い。プロジェクトに関し、連邦政府（保健社会福祉省）が全体調整を行うものの、活動の実施に関しては、州政府（州保健局）がC/PとなることになりJCCメンバーにも含まれている。州政府とも密に情報共有・調整をしながら業務を進めていくことが必要である。

キリバスにおいては、3-10歳の子どもの栄養に焦点をあてることから、教育省も関連省庁としてJCCメンバーに含まれているが、全体調整は保健医療サービス省が行うことで合意している。

また、本プロジェクトは強靱な保健システム構築のための連携強化を目指すものであり、4か国は共通の上位目標を掲げる。大洋州島嶼国への裨益を考慮した、統一感のある業務の実施と相乗効果の創出のため、先行して案件開始しているフィジー及びトンガの業務を受注するコンサルタントとの連携が求められる。具体的には成果4で実施予定の域内研修やワークショップなどの活動において、事前に内容の調整等を行い、活動進捗や好事例の紹介、間接的受益国も含む各国との意見交換や相互学び合いを促進することを想定している。

また、1年次に予定されている本邦研修に関し、4か国合同での実施の可能性も視野に、リソースの効率的かつ有効な共有を含め連携方法を検討する。

（3）間接的受益国との関わり

成果4の経験共有の活動では、本業務実施を行う対象国での経験の共有や、対象国が主催するワークショップや域内研修（年1回程度、フィジー及びトンガにて実施することを計画）にミクロネシアやキリバス、間接的裨益国も参加することで、域内全体の保健システムの強靱化を促進する。ただし本邦研修への参加はプロジェクトを実施する4か国のみとする。

（4）契約期間の分割

¹ 詳細計画策定調査において、JICA支所及び他ドナーからの情報として、ミクロネシアではローカル人材確保が非常に困難との情報共有があった。雇用に当たっては、C/Pにも協力を求め、関係団体からの情報収集を行い、前広に準備を進める必要がある。

業務期間は 2023 年 11 月から 2028 年 6 月までを予定しており、以下の 2 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第 1 期：2023 年 11 月～2025 年 10 月
- ・ 第 2 期：2025 年 11 月～2028 年 6 月

(5) COVID-19 を含む感染症拡大及び自然災害の影響による遠隔での活動実施

COVID-19 を含む感染症拡大や自然災害の影響により、現地への渡航制限が再開されることも想定し、遠隔での活動を積極的に検討していくことが期待される。現地渡航が難しい状況下においても、現地リソースの活用や Web 会議の実施により、活動を継続して行うこと。

(6) 他援助機関との連携

WHO や太平洋共同体事務局 (SPC) は大洋州島嶼国の広域ネットワークプラットフォームを有しているため、情報交換を行い、成果 4 の実施に向けて連携方法について検討すること。母子保健分野では、WHO、国連児童基金、国連人口基金といった国連機関、豪州外務・貿易省 (DFAT) やニュージーランド外務・貿易省 (MFAT) などが各国保健省と共同のプロジェクトを実施している。国連機関は SPC と共同でコロナ禍の必須保健サービス提供のためのガイドラインを公開しており、実施は各国に任されている。本業務も健康危機時の必須保健サービス提供の強化を目的としているため、最新の情報収集及び連携の可能性を検討していく。業務開始後に他援助機関の活動の進捗の状況調査を行い、最新の動向を調査し、連携可能性及び重複回避について保健省と共に検討すること。

(7) 他の JICA 事業との連携

近年のミクロネシアにおける JICA の保健分野の協力は、技術協力プロジェクト「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト (2018-2023)」が実施されていた。また、JICA 草の根技術協力事業「ポンペイ州における減量・肥満予防プログラム (2017-2021)」が実施された。キリバスにおいては「生活習慣病対策プロジェクト (2016-2019)」、複数国を対象とした広域案件では「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト (2018-2023)」が実施されていた (以上いずれも終了済)。また、保健や栄養分野の海外協力隊の派遣が行われている。

本業務は主に地域での栄養・母子保健に主眼を置くため、地域でのサービス提供やスタッフ教育について過去の案件の教訓の活用や、保健分野の協力隊との緩やかな連携を通じた相乗効果が得られるよう連携を検討する。

(8) パイロットサイトの考え方

人材育成や保健サービス提供能力強化 (ミクロネシアではデジタル技術を含む) に関連した調査を踏まえて、業務の序盤にパイロットサイトを選定することとする。パイロットサイトはミクロネシア及びキリバス両国において、成果 2 と成果

3でそれぞれ選定する。成果2はミクロネシアではポンペイ州本島、キリバスでは南タラワあるいはベシオ、成果3はミクロネシアではポンペイ州及びチューク州の1次医療施設を計4施設程度、キリバスでは南タラワあるいはベシオの1次医療施設計2施設程度を対象とすることを想定している。調査及びC/Pとの協議を踏まえ、最終的なパイロットサイトの地域場所及び数を決定すること。なお、パイロットサイトの選定には、今後の他地域への普及も見据えて、投入のモニタリングや評価が比較的容易にできる地域で、ミクロネシアに関しては、インターネットのある程度普及している地域を選定することとする。

(9) 本邦研修の実施

以下の表に示したテーマ及び対象者等にて本邦研修を想定しているが、研修テーマに関しては、案件開始後、カウンターパート機関及び研修受入先と十分に協議し、先方政府のニーズに合致した具体的なテーマ設定を行うこと²。なお、フィジー及びトンガにて同名案件が開始されているため、リソースの効率的かつ有効な共有を含め、極力4か国の同時研修を行うなど、連携強化にも寄与する実施方法を検討すること。

テーマ	対象者	人数	期間	開催時期(予定)
保健サービス提供	ミクロネシア及びキリバスのカウンターパート	各国2名	約1週間 ～10日間	2024年3月

2年目以降4年目まで(計3回)は、国別研修は開催せず、両国2名ずつ、年1回の課題別研修への上乗せで、母子保健関連の研修への参加を想定している。想定している研修コースは「公衆衛生活動による母子保健強化」、「エビデンスに基づく公衆衛生計画立案」、「離島・へき地における地域保健から学ぶ生活習慣病対策」などである。研修コースは今後変更があることも想定されるため、活動内容に併せ、C/P、JICA事務所、JICA本部と調整の上、参加コースを決定すること。なお、課題別研修上乗せ費用については本契約とは別に発注者が予算を確保する。

(10) 現地再委託

ミクロネシアにおいては現地リソースが乏しいため、現時点では再委託による業務の実施は想定していない。一方、キリバスにおいては、現地NGOへの地域活動の再委託が検討可能である。現地再委託の内容はベースライン及びエンドライン調査、成果3の地域活動を想定している。リソースの発掘が必要と思われるが、現地再委託を行うことがプロジェクト目標の達成に必要であると考えられ、且つ

² 本邦研修の計画(研修内容案・日程案・カリキュラム案など)についてプロポーザルにて提案すること。

現地にて適当な再委託先を見つけることができた場合には、本業務の枠内で現地再委託を認める³。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」⁴に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(1 1) 供与機材

本業務においては機材の調達を行うことは現時点では想定していないが、機材の調達を行うことがプロジェクト目標の達成に必要であると考えられる場合、本業務の枠内で機材の調達を認める場合がある。業務開始段階において、調達が望ましいと考える供与機材がある場合、対象地域の状況、医療従事者の技術レベル等を調査の上、最終的な数量と仕様を確認の上、調達対象機材を決定することとする。実際の機材の調達にあつては「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」等機材調達に関するガイドラインに沿って実施すること。

(1 2) 広報

本業務の意義、活動内容とその成果が日本、ミクロネシア及びキリバス国民に正しく理解されるよう、案件関係者と協力して、効果的な広報に努めること。また、JICA ウェブサイトで情報公開をしていく。プロジェクトニュースの作成（四半期に一度を想定）、ODA 見える化サイトへの掲載材料の提供、「保健だより」掲載記事の執筆、Facebook における発信等、JICA が実施する広報活動に協力を行うこと。JICA ロゴの使用については「JICA CI (ロゴ) 運用マニュアル」に従って使用することとし、それに拠りがたい事情がある場合は、JICA に相談すること。

(1 3) 個人情報保護、適切な情報漏洩防止

本業務では、母子や患者情報などの個人情報を扱う可能性があるため、個人情報保護、適切な情報漏洩防止について十分に留意すること。

(1 4) ジェンダー主流化

本業務の実施に際しては、関連制度やサービスの中の、ジェンダー・多様性に係る関連政策、開発課題、他機関によるジェンダー・多様性主流化事例を確認の上、本業務におけるジェンダー・多様性主流化も検討すること。

(1 5) 国内展開における地理的な困難性

³ 現地再委託を計画する場合には、現地再委託対象業務の業務内容、実施方法、調査項目、分析方法等を具体的にプロポーザルにて提案すること。

ミクロネシアで現地再委託を提案する場合には、再委託先の見込みについても提案すること。

⁴ <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>

ミクロネシア及びキリバスは離島が多く、交通網も制限されることから、パイロット地域で実施した活動内容の国内の他地域への展開の際には、地理的な困難さが想定される。さらに、キリバスではインターネット環境が悪くオンラインの活用も限られる。省庁や他ドナーが主催する関連研修の機会についても情報収集を行い、離島からの参加者が集合する機会を積極的に捉えることが重要である。同時に本案件で離島からスタッフを招集する場合には、他業務や案件での機会活用の可能性もあることから、両国ともに C/P 及び関連ドナーとの連絡調整をおこない、情報収集・共有に努めること。

(16) 限られた保健人材と持続性

ミクロネシア、キリバスとも、保健人材は人数・能力ともに限られており、さらに人材の海外流出も課題となっている。また、一次医療施設のスタッフは数も限られている中で様々なタスクを抱えて多忙である。プロジェクト活動の検討にあたっては、限られた人材に過度な負担をかけないような配慮が必要であると同時に、コミュニティでの地域活動に関し、ローカル NGO 等に再委託して進める形も考えられる（キリバス）。また、成果2の人材育成の活動に関し、育成した人材が海外に流出するという事態も想定されるため、持続性を確保するための工夫（例：卒前教育との連携等）も検討していくことが望ましい。

第7条 業務の内容

本契約業務の内容は次の通り。

受注者は、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、Plan of Operation (PO) を参考にした作業工程を提案書にて提案すること。なお業務開始後に C/P の能力向上の度合いや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法、作業工程を見直すことも可とする。

各期に共通の業務

【両国共通】

(1) ワークプランの作成・協議、合意

詳細計画策定調査結果等を踏まえ、状況分析を実施し、実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン案（英文）に取りまとめる。同プランを基にミクロネシア及びキリバス関係者及び機構（JICA 人間開発部、ミクロネシア支所、フィジー事務所（キリバスフィールドオフィス（F0）も含む））と協議し、本業務の全体像を共有する。

ワークプラン案については、上記意見交換を踏まえてその修正版を作成し、関係者と協議、意見交換した上で、ワークプランとして取りまとめ、合意する。

(2) 合同調整委員会（JCC）の開催

ミクロネシア及びキリバスにおいて少なくとも年に1回 JCC を開催し、モニタリングシート等を用いて業務の進捗を報告・確認し、プロジェクト全体に関する実施方針について C/P と協議し、合意を得る。協議結果をミニッツ（英文）に取りまとめ、C/P の確認を得る。キリバスの JCC 開催については、キリバス F0 のみならず、JICA フィジー事務所とも調整すること。

（3）業務進捗のモニタリングシート及びレビューの実施

業務の進捗をモニタリングするため、6 か月に1度の頻度でモニタリングシート（英文）を先方実施機関と共同で作成し、JICA ミクロネシア支所及びフィジー事務所（キリバス F0 にも共有）経由で JICA 人間開発部に提出する。結果を基に、必要に応じて、PDM 改定案及び活動計画修正案を提案する。業務終了前には、両国にて C/P とともに JCC で合同レビューを行う。なお、PDM の「要約」部分に修正がある場合は、PDM 改訂のためのミニッツ作成、署名・交換に協力する。

（4）本邦研修の実施

C/P に対し本邦研修を実施する⁵。第6条（9）の項目で既に述べているように、研修対象者、研修受入れ機関、研修内容等を「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2022年4月）（2022年10月追記版）を参照の上、研修開始4.5か月前までに発注者に提示すること。

本邦研修にかかる受入業務、監理業務は発注者で対応し、本契約では実施業務（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）を行う。

また、2年目から4年目は課題別研修への上乗せという形で C/P に本邦研修の機会を提供する。コース選択や人選など、C/P、事務所、JICA 本部と調整を行うこと。

（5）広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をミクロネシア国民、キリバス国民、日本国民に正しく理解してもらえよう、JICA 人間開発部およびミクロネシア支所、フィジー事務所（キリバス F0 含む）と協議の上、広報に努めること。

成果4に関する業務

（6）地域連携のためのネットワーク構築（活動4-1～4-4）

⁵ 本邦研修の実施業務内容についてプロポーザルにて提案すること。

ミクロネシアの保健社会福祉省及びキリバスの保健医療サービス省がすでに参加している既存の地域連携プラットフォームや、WHO 及び SPC 等他に定期的に開催している地域連携会合の機会をとらえ、案件の経験や活動結果を共有する。また、母子保健や栄養改善、NCDs 対策など大洋州地域の保健課題で関心の高い分野の共修を促進するためのワークショップや研修を実施し、適宜ワークショップや研修のフォローアップを行う。先行して同名案件を実施しているフィジー及びトンガでは、ミクロネシア及びキリバスを含む、大洋州地域 14 カ国を対象としたワークショップや研修を契約第 1 期にそれぞれ 1 回、第 2 期にそれぞれ 1 回開催予定であり、ミクロネシア及びキリバスは案件実施国として積極的に参加・発信していくことが求められる。

第 1 期契約期間：2023 年 11 月～2025 年 10 月

【両国共通】

(7) モニタリングシートの作成・協議、合意

詳細計画策定調査時に策定したプロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)、活動計画 (PO) を基に、評価指標の目標値案、各成果達成のための活動計画の詳細案・修正案、モニタリング計画案を作成し、ミクロネシア及びキリバス側関係者と協議、意見交換し、合意する。必要があれば修正版 PDM、PO を作成し、モニタリングシート (Ver. 1) として JICA フィジー事務所及びミクロネシア支所に提出する。特に、指標の設定について最新の情報を収集し、指標が妥当であるか協議の上、先方と合意する。

PDM の「要約」部分に修正がある場合は、PDM 改訂のためのミニッツ作成、署名・交換に協力する。

(8) 業務進捗報告書の作成

第 1 期の活動状況を取りまとめ、各国の業務進捗報告書として取りまとめる。

【ミクロネシア】

成果 1 に関する業務

(9) 現状の把握 (活動 1-1、1-2 に関連)

COVID-19 の影響を軽減するためにとられた対策を含め、母子保健及び関連する保健サービスに関する状況分析を行い、健康危機時に提供すべき保健サービスについて認識をステークホルダー間で共有する。ミクロネシアは州ごとに文化や日常使用する言語が異なるため、情報収集の際には地理的特徴や文化的背景等にも留意する必要がある。

(10) 指針の見直しと提言作成 (活動 1-3 に関連)

状況分析に基づき、健康危機時の母子保健の必須保健サービス提供に関する指針及び標準作業手順等の見直しを行う。見直しの際には、他の関連必須保健サービスとの統合や、ワンストップサービス、デジタル化等も検討する。

成果2に関する業務⁶

(11) 現状分析と人材育成のための研修モジュールの改訂（活動2-1～2-3関連）

母子保健サービス提供者の人材養成課程の情報収集・分析を行い、健康危機時に必要な知識も含む形で、遠隔教育の人材育成モジュールを改訂⁷する。国連機関等の支援をうけて人材育成を行っている分野もあるため、保健社会福祉省のみならず、母子保健や保健システム支援を行っているドナーからの情報収集も行う。また、遠隔教育のパイロット地域はポンペイ州本島として、モニタリングの容易さやインターネットの整備状況等のクライテリアを設定の上、保健社会福祉省と協議の上、決定する。他ドナーの支援との重複や連携についても検討すること。

なお、支援の範囲は持続可能性を十分に考慮し、初期の導入や研修に係る費用以外の運営維持管理費用については基本的には先方政府が持続的に負担できる範囲の提案となるよう留意するとともに、関係機関が持続的に予算を確保できるよう、定期予算費目や長期計画への取り込みなどについて協議・支援を行う。

(12) 研修トレーナーの育成（活動2-4関連）

遠隔研修を企画・実施・評価できる人材を育成する。トレーナーがそれぞれの州に赴き研修を実施することになるため、各トレーナーの理解度や研修実施能力の強化は重要である。また、もともと限られている指導者レベルの保健人材を長期間ポンペイ（首都）に集めて研修する際には、他の業務への影響も懸念されるため、保健社会福祉省や州保健局、各ドナーとの連携も必要である。

成果3に関する業務⁸

(13) 現状分析と導入すべきデジタル技術の特定（活動3-1～3-3関連）

健康危機時における母子保健サービス提供を継続するデジタル技術特定のための調査を行い、母子保健のサービス提供を強化するためのデジタル技術の特定を行う。ミクロネシアの保健センターではインターネットが整備されていない地域もあるため、パイロット地域は、ポンペイ州とチューク州のうち、将来的な他地域への展開も見据えて、適切な人員配置がされており、地理的に比較的モニタリングが容易でインターネットの接続が可能な保健センターを4施設程度選択する。詳細なパイロット地域選定のためのクライテリアは保健社会福祉省と決定する。

なお、デジタル技術の特定の際には、支援の範囲は持続可能性を十分に考慮し、初期の導入や研修に係る費用以外の運営維持管理費用については基本的には先方政府が持続的に負担できる範囲の提案となるよう留意するとともに、関係機関が

⁶人材育成の方法、内容についてプロポーザルにて提案すること。

⁷ミクロネシアの人材育成研修のモジュールは、対面研修を基本として作成されている。遠隔教育が可能な分野や対面研修でもモジュールが整備されていない分野、特に健康危機時に必須保健サービスを滞りなく届けるために必要な分野について、モジュールを改訂していくことを想定している。

⁸デジタル技術を活用した母子保健サービス提供の内容や方法についてプロポーザルにて提案すること。

持続的に予算を確保できるよう、定期予算費目や長期計画への取り込みなどについて協議・支援を行う。

(14) 研修教材の作成とスタッフ研修の実施（活動3-4、3-5 関連）

デジタル技術の導入実証ができるパイロット地域の選定および、必要なデジタルアプリケーション等の導入及び実施のためのスタッフ研修を実施する。保健センタースタッフの研修は、州保健局を中心に行われるため、パイロット地域の州保健局研修担当官と内容やスケジュール等を打合せること。また、他ドナーの実施する研修予定等も考慮して、現場人材が研修のために現場から離れる期間を極力短くするよう配慮が求められる。なお、活動3-5の研修に関しては、第2期も必要に応じてリフレッシュ研修を年に1回程度計画し、実施する。

【キリバス】

成果1に関する業務

(15) 主に3-10歳を対象とした栄養改善及び母子保健に関連する現状分析（活動1-1、1-2 関連）

COVID-19の影響を軽減するためにとられた対策を含め、主に3-10歳を対象とした栄養改善及び母子保健に関連する保健サービスに関する状況分析を行い、健康危機時に提供すべき保健サービスについてステークホルダー間で認識を共有する。現状分析の情報収集の際には、保健医療サービス省及び教育省と協議し、3-10歳の利用する保健施設及びスタッフに加え、未就学教育提供施設（保育園、幼稚園）及びスタッフ、小学校及び教員も含める。

(16) 指針及び標準業務手順書の見直しと改訂（活動1-3 関連）

主に3-10歳を対象とした栄養改善及び母子保健に関連する状況分析に基づき、健康危機時の栄養改善および母子保健の必須保健サービス提供に関する指針及び標準作業手順等の見直しを行う。見直しの際には、他の関連必須保健サービスとの統合や教育をはじめ、他のセクターとの連携も併せて効率的な方法を検討する。

成果2に関する業務⁹

(17) 現状分析と健康危機時にも活用可能な人材育成のための研修モジュールの改訂（活動2-1~2-3、2-6 関連）

母子保健サービス提供者の人材養成課程の情報収集・分析を行い、健康危機時に必要な知識も含む形で、人材育成モジュールを改訂する。研修モジュールの改訂の際には、モニタリング及び評価の方法についても確認し、必要箇所の改訂を同時に行う。キリバスはインターネット環境が悪いため、オンラインは想定していない。国連機関等の他ドナーの支援をうけて人材育成を行っている分野もある

⁹ 人材育成の方法、内容についてプロポーザルにて提案すること。

ため、保健医療サービス省や教育省のみならず、栄養改善を含む母子保健、保健システム、学校保健関連の支援を行っているドナーからの情報収集も行う。

人材育成教材やモジュールを活用した人材育成を行うためのパイロット地域は、南タラワあるいはベシオの1医療圏程度として、研修対象は保健センターを中心とした保健スタッフ及び、同保健センターの管轄範囲の未就学児教育施設（主な対象である3歳～5歳児の通う保育園や幼稚園）及び小学校（主な対象は6歳～10歳）とする。パイロット地域の選択のためにクライテリアを設定し、保健医療サービス省及び他関係機関と協議の上、決定する。他ドナーの支援との重複や連携についても検討すること。また、研修の対象が保健関連スタッフと教育関連スタッフとなり、求められる知識や能力が異なることから、保健医療サービス省及び教育省と協議しながら計画立案を行う。

なお、支援の範囲は持続可能性を十分に考慮し、初期の導入や研修に係る費用以外の運営維持管理費用については基本的には先方政府が持続的に負担できる範囲の提案となるよう留意するとともに、関係機関が持続的に予算を確保できるよう、定期予算費目や長期計画への取り込みなどについて協議・支援を行う。

（18）研修トレーナーの育成（活動2-4 関連）

健康危機時の母子保健サービス提供に関連した人材育成研修を企画・実施・評価できる人材を育成する。他地域への展開の際にはトレーナーがそれぞれの地域（離島含む）に赴き研修を実施することになるため、各トレーナーの理解度や研修実施能力の強化は重要である。キリバスの保健人材は限られており、複数業務を兼務している場合もあるため、研修実施計画の際には他業務や他ドナーの研修等とも調整のうえ、実施計画を立案する。また、研修の対象が保健関連スタッフと教育関連スタッフとなり、求められる知識や能力が異なることから、保健医療サービス省及び教育省と協議しながら計画立案を行う。

成果3に関する業務¹⁰

（19）現状分析と既存教材と必要教材のリスト化（活動3-1、3-2 関連）

主に3-10歳を対象とした健康危機時の栄養改善を中心とした母子保健サービスの継続提供に関連した教材の現状分析を行う。情報収集は、病院、保健センター、未就学児教育拠点、小学校等を含む。サービス提供に活用されている教材及び関連する教育・情報提供・コミュニケーション（Information, Education, Communication : IEC）教材をリスト化し、状況分析の結果とともにステークホルダー間で共有し、現状を認識する。そのうえで、標準業務手順書や主に3-10歳に提供すべき栄養改善及び母子保健サービスの標準パッケージ（Package of Interventions : PoI）を提供するうえで不足しているIEC教材を洗い出す。

¹⁰ IECを活用した主に3-10歳を対象とした栄養改善・母子保健サービス提供について内容や方法をプロポーザルにて提案すること。

PoIについては、C/Pが作成予定であるものの、2023年5月時点ではまだ未着手であり、活動1-4（第2期）で作成支援予定である。本活動で現状分析を行う際に、どのような保健サービスがPoIに含まれるべきかC/Pと協議を行い、作成すべき教材を決定する。

教材の印刷費用、改訂費用、教材保管倉庫費用など、継続的に支払いが必要な項目については、持続可能性を十分に考慮し、初期の導入や研修に係る費用以外の運営維持管理費用については基本的には先方政府が持続的に負担できる範囲の提案となるよう留意するとともに、関係機関が持続的に予算を確保できるよう、定期予算費目や長期計画への取り込みなどについて協議・支援を行う。

（20）パイロット地域における教材作成及び研修実施（活動3-3、3-4 関連）

活動3-2で作成した教材リストを活用して、主に3-10歳を対象とした栄養改善を中心とした母子保健サービスを提供するための教材を作成し、使用方法の研修を行う。教材作成の際には、サービス提供者及び利用者双方にとって理解しやすく、使い易く、現場活動で活用可能なものとする。研修を行う際には、パイロット地域の選定及び研修トレーナーの育成を行う。C/Pと協議し、成果2と同じ地域での実施が効果的と判断される際には、同地域での実施を検討する。支援の重複およびスタッフの負担などにも配慮して、設定したクライテリアに沿ってパイロット地域の選択を行うこと。研修対象は南タラワあるいはベシオの2施設程度の保健センター及びその管轄の未就学児教育施設及び小学校のスタッフを想定する。

第2期契約期間：2025年11月～2028年6月

【ミクロネシア】

成果1に関する業務

（21）指針や標準作業手順書（SOP）の見直し及び健康危機時の母子保健サービス継続提供のための提言取り纏め（活動1-4、1-5 関連）

活動1-1～1-3の結果及び、成果2及び成果3で行った活動の結果を反映して、健康危機時の母子保健の必須保健サービス提供に関する指針・標準作業手順等の見直しを行う。作成した指針案や標準作業手順案は、モニタリング・評価方法も含めて検討を行い、現場からのフィードバックを活かして最終化する。さらに、作成した指針や標準作業手順書が政策や指針に反映するための提言をまとめる。

成果2に関する業務¹¹

（22）スタッフ研修の実施と得られた知見の共有（活動2-5～2-7 関連）

¹¹ ベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法についてプロポーザルにて提案すること。

選択した遠隔教育パイロット地域において、作成した教材を用いて、研修トレーナーがスタッフに対する遠隔研修を実施する。研修実施の前後ではベースライン・エンドラインの調査を行い、研修の効果を測定する。支所からの情報や他ドナーからの聞き取り結果からも、ミクロネシアでは再委託できる調査コンサルタントの備上は非常に困難であり、専門家チームで調査を実施することを想定している。パイロット地域で開発した人材育成のためのモジュールや研修教材を適宜改定し、既存のモジュールや教材リストに取り入れられるよう働きかけを行う。また、好事例や教訓を取りまとめて国内で共有し、健康危機時でも母子保健サービスを提供できる人材を育成するために得られた知見を提言していく。

成果3に関する業務¹²

(23) デジタル技術を活用したサービス提供の実施と評価、他地域への展開（活動3-6、3-7 関連）

活動3-5で研修を受講した保健スタッフが、実際にデジタル技術を用いて母子保健サービスを提供する。サービス提供に際する指導とモニタリング、評価を州保健局研修担当官とともに実施し、適宜フィードバックを行い、研修・サービス提供実施・モニタリング・評価のサイクルを確立する。サービス提供の前後ではベースライン・エンドラインの調査を行い、効果を測定し、デジタル技術の内容や研修教材の改訂を行う。効果測定¹³の際にはサービス提供スタッフの評価（保健スタッフ）、サービス利用者の評価（母親や家族）を行う。

(24) 提言の取りまとめと他地域への展開（活動3-8、3-9 関連）

パイロット地域で行われたサービス提供を通して得られた知見から、改善計画及び提言を取りまとめる。また、健康危機時にも継続して母子保健サービスを提供するためのデジタル技術を活用した母子保健サービス提供方法を最終化し、他地域へ展開する。他地域への展開の際には、州保健局及び本省とも相談のうえ、適切な地域及び展開方法を検討する。

【キリバス】

成果1に関する業務

(25) 標準作業手順書（SOP）・標準パッケージ（PoI）の作成/見直し及び政策・指針改定のための提言取り纏め（活動1-4、1-5 関連）

¹² ベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法についてプロポーザルにて提案すること。

¹³ ベースライン及びエンドラインの調査項目にも関連するが、評価の際には、デジタル技術を活用したサービスの提供状況や、健康危機時の必須保健サービス提供のための手順や方法の理解度を、質問票やインタビュー、シミュレーションへの対応能力等を併せ評価する。また、デジタル技術を活用したサービス提供が、サービスの効率化や質の向上などに貢献できているのか、利用者からのフィードバックも含めて評価することを想定している。

活動 1-1～1-3、成果 2 および 3 の結果をもとに、主に 3-10 歳の健康危機時の栄養改善及び母子保健サービス提供に関連する SOP の見直し、PoI の作成を行う。PoI 作成の際には、成果 2 および 3 の現状分析の結果を活用し、SOP や他の PoI との整合性にも配慮して作成する。さらに、作成あるいは見直しを行った SOP や PoI が政策や指針に反映されるための提言をまとめる。

成果 2 に関する業務¹⁴

(26) スタッフ研修の実施と得られた知見の共有（活動 2-5～2-7 関連）

選択したパイロット地域において、作成した教材を用いて、研修トレーナーがスタッフに対する研修を実施する。研修実施の前後ではベースライン・エンドラインの調査を行い、研修の効果を測定する。

パイロット地域で開発した人材育成のためのモジュールや研修教材を適宜改定し、既存のモジュールや教材リストに取り入れられるよう働きかけを行う。また、好事例や教訓を取りまとめて国内で共有し、得られた知見を保健医療サービス省に提言する。

成果 3 に関する業務¹⁵

(27) 開発した教材を用いた栄養改善を中心とした母子保健サービス提供の実施と教材の改訂（活動 3-5、3-6 関連）

パイロット地域において、作成した IEC 教材を用いて、研修を受講した保健関連スタッフ、教育関連スタッフがそれぞれの活動地域にて、主に 3-10 歳を対象に栄養改善を中心とした母子保健サービスの提供を行う。サービス提供の前後ではベースライン・エンドラインの調査を行い、効果を測定し、適宜教材の改訂を行う。同時に主に 3-10 歳を対象とした栄養改善を中心とした母子保健サービス提供のモニタリング及び評価の方法についても、必要箇所があれば更新を行う。なお、効果測定¹⁶の際にはサービス提供スタッフの評価（保健・教育関連スタッフ）、サービス利用者の評価（子どもや母親）を行う。

なお、キリバスにおいては、現地の NGO が母子保健や地域保健のコミュニティでの活動を積極的に行っており、NGO が活動している地域がパイロット地域として選定される場合には、連携あるいは再委託¹⁷の可能性も検討する。NGO に期待される活動は、保健施設や学校の職員と共にコミュニティでの啓発活動や栄養指導、

¹⁴ ベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法についてプロポーザルにて提案すること。

¹⁵ ベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法についてプロポーザルにて提案すること。

¹⁶ ベースライン及びエンドラインの調査項目にも関連するが、評価の際には、作成した IEC 教材を活用したサービスの提供状況や、健康危機時の必須保健サービス提供のための手順や方法の理解度を、質問票やインタビュー、シミュレーションへの対応能力等も併せて評価する。また、IEC 教材を活用したサービス提供が、サービスの効率化や質の向上などに貢献できているのか、利用者からのフィードバックも含めて評価することを想定している。

¹⁷ 地域活動を再委託する場合には、再委託する業務の内容をプロポーザルにて提案すること。

家庭菜園作成、調理実習などの地域活動を実施し、同活動のモニタリング・評価の支援を行うことである。パイロット地域の特性や特有のシステムに精通したNGO等と共に地域活動を実施することで、より効果的な活動の波及が期待できる。

(28) 提言の取りまとめと他地域への展開 (活動3-7、3-8 関連)

パイロット地域において、作成した教材を用いた主に3-10歳を対象とした栄養改善を中心とした母子保健サービス提供の結果及び更新点を提言として取り纏め、他地域に展開する。また教訓や好事例を取り纏め、他地域に共有する。

第8条 報告書等

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書 (第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	両国併せて 和文：データ提出
	ワークプラン (第1期)	業務開始から約3ヵ月後	国別それぞれ 英文：データ提出
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	国別それぞれ 英文：データ提出
	業務進捗報告書 (第1期)	第1期契約終了時	国別それぞれ 和文：データ提出 英分：データ提出 ミクロネシア CD-R (和)：2枚 CD-R (英)：4枚 キリバス CD-R (和)：3枚 CD-R (英)：5枚
第2期	業務計画書 (第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	国別それぞれ 和文：データ提出
	ワークプラン (第2期)	業務開始から約3ヵ月後	国別それぞれ 英文：データ提出
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	国別それぞれ 英文：データ提出

	業務完了報告書	第2期契約終了時	国別それぞれ 和文：データ提出 英分：データ提出 ミクロネシア 和文製本：2部 英文製本：4部 CD-R（和）：4枚 CD-R（英）：6枚 キリバス 和文製本：3部 英文製本：5部 CD-R（和）：5枚 CD-R（英）：7枚
--	---------	----------	--

(1) 報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。

業務完了報告書は製本する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制（C/Pの実施体制も含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑩ その他必要事項

2) モニタリングシート

規定の様式に従って作成

3) 業務進捗報告書/業務完了報告書

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画（第1期のみ）
- ⑦ 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。） a) PDM（最新版、変遷経緯） b) 業務フローチャート c) 詳細活動計画 d) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版） e) 研修員受入れ実績 f) 広域セミナー・研修、遠隔研修、セミナー実施実績（実施した場合） g) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む） h) JCC 議事録等 i) その他活動実績

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務進捗報告書/業務完了報告書に添付して提出する。

- (ア) 健康危機時のサービス提供に関連する政策及びガイドライン等のリスト（成果1関連）
- (イ) 健康危機時に保健サービス提供を継続するためのガイドライン案や政策案（成果1関連）
- (ウ) 人材育成に関する計画書（マニュアル、研修教材含む）（成果2関連）
- (エ) デジタルヘルス活用計画（マニュアル、研修教材含む）（ミクロネシア成果3関連）
- (オ) IEC 活用計画（教材の対象、種類、内容、使用マニュアル、研修教材等含む）（キリバス成果3関連）
- (カ) 各パイロットサイトの状況調査・分析結果（ベースライン調査及びエンドライン調査の結果含む）（成果2、3関連）
- (キ) 大洋州地域ネットワークの活用を通じた各国の保健システム強化に向けた提言（教訓や優良事例含む）（成果4関連）

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告する。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	両国の成果2、成果3のベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法	第6条 実施方針及び留意事項 (10) 現地再委託 第7条 業務の内容(22)、(26)成果2に関する業務、(23)(27)成果3に関する業務
2	両国の人材育成の方法(成果2関連)	第6条 実施方針及び留意事項(8)パイロットサイトの考え方、(15)国内展開における地理的な困難性、(16)限られた保健人材と持続性、第7条業務の内容(11)(12)(17)(18)(22)成果2に関する業務
3	ミクロネシアのデジタル技術を活用した母子保健サービス提供の提案(成果3関連)	第6条 実施方針及び留意事項(8)パイロットサイトの考え方、(15)国内展開における地理的な困難性、(16)限られた保健人材と持続性、第7条業務の内容(13)(14)(23)(24)成果3に関する業務
4	キリバスのIECを活用した主に3-10歳を対象とした栄養改善・	第6条 実施方針及び留意事項(8)パイロットサイトの考え方、(10)現地再委託、(15)国内展開における

	母子保健サービス提供（地域活動含む）の提案（成果3関連）	地理的な困難性、(16) 限られた保健人材と持続性、第7条 業務の内容 (19) (20) (27) (28) 成果3に関する業務
5	本邦研修の実施業務内容（研修内容案・日程案・カリキュラム案）	第6条 実施方針及び留意事項 (2) (3) 業務の実施（運営）体制、(9) 本邦研修の実施、第7条 業務の内容 (4) 本邦研修の実施

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：保健サービス提供能力強化を含む保健システム強化関連業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/保健システム強化

➤ 栄養/母子保健（キリバスのみ担当。ミクロネシアの母子保健との兼務も可能。）

➤ 母子保健（ミクロネシアのみ担当。キリバスの栄養/母子保健との兼務も可能）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 39.70人月（現地：37.50人月、国内：2.20人月）

上記には、定額計上の本邦研修分0.80人月を含む

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／保健システム強化）】

- ① 類似業務経験の分野：保健システム強化関連業務
- ② 対象国及び類似地域：大洋州地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：栄養/母子保健（キリバス）】

- ① 類似業務経験の分野：栄養を含む母子保健サービス提供関連業務
- ② 対象国及び類似地域：大洋州地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：母子保健（ミクロネシア）】

- ① 類似業務経験の分野：母子保健サービス提供関連業務
- ② 対象国及び類似地域：評価なし
- ③ 語学能力：評価なし

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2023年11月に開始し、2028年6月に終了予定で、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期：2023年11月～2025年10月
- ・ 第2期：2025年11月～2028年6月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 71.40 人月（現地：67.00人月、国内4.40人月）

本邦研修（または本邦招へい）を含む場合、以下を追加：「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月0.80を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/保健システム強化（2号）
 - ② 母子保健（3号）（ミクロネシアのみ担当）
 - ③ 栄養/母子保健（3号）（キリバスのみ担当）
 - ④ デジタルヘルス（ミクロネシアのみ担当）
 - ⑤ IEC（キリバスのみ担当）
 - ⑥ モニタリング評価1/研修計画1（ミクロネシアのみ担当）
 - ⑦ モニタリング評価2/研修計画2（キリバスのみ担当）
- 3) 渡航回数を目途 全53回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ミクロネシア 成果2および成果3のベースライン・エンドライン調査
- キリバス 成果2および成果3のベースライン・エンドライン調査、成果3の地域活動

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 詳細計画策定調査結果（ミクロネシア、キリバス）
- R/D（ミクロネシア、キリバス）

2) 公開資料

- 大洋州地域母子保健・地域保健に関する情報収集・確認調査最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12358263.pdf>
- 栄養プロフィール
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/more.html>

事業事前評価表

- ミクロネシア
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_202005824_1_s.pdf
- キリバス
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_202005704_1_s.pdf
- フィジー
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2004840_1_s.pdf
- トンガ
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2004794_1_s.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

1) 渡航前の事前準備（両国共通）

各国の「行動規範」に関わらず、全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録、JICA 安全対策研修の受講、緊急連絡先情報の提供を徹底下さい。また、3か月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出ください。また、JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>)」をご確認の上、ご自身の渡航先に応じた JICA 安全対策研修を受講ください。また、JICA 役職員及び長期専門家・ボランティア等、JICA による赴任前研修の一環として安全対策の講義を受講した方については本研修の受講義務はありませんが、安全対策にかかる知見を深めるために追加的にご受講頂いても結構です。

JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されますので、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置 (<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) を入手するようお願いします。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報

(<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>) と併せてご活用ください。

2) ミクロネシア

ポンペイ州、コスラエ州、ヤップ州

業務渡航：措置なし

一般渡航：措置なし

チューク州

業務渡航：注意喚起

一般渡航：注意喚起

【事前準備】

① 業務渡航・一般渡航の条件

電子メールもしくはポータルシステムで事前にミクロネシア支所宛渡航者情報、日程及び滞在中連絡先・移動手手段を連絡する。

【行動規範】

① 通信手段確保のため SIM カード購入またはローミング・サービス手続き等により、現地での携帯電話番号を入手次第、支所に連絡する。

② 他州に比べ犯罪率が高いと言われているため、セキュリティーの確保されたホテ

ルへの宿泊を推奨。

- ③ 夜間・早朝の移動は極力避け、放し飼いの犬による咬傷被害の報告が絶えないため移動に際してはできるだけ車を用い、特に午後6時以降は飲酒に起因した若者グループの路上での喧嘩に巻き込まれる危険性が高まるため、徒歩による外出は控える。
- ④ 離島への移動手段については支所へ相談のうえ決定すること。船、ボートによる移動の場合、旅客定員が守られているか、救命具が備えられているかを確認する。
- ⑤ 携帯電話が通じない離島への移動時は、別途通信手段（衛星電話（支所から貸与可）、宿泊先あるいは訪問先の固定電話）を確保し支所に報告する。
- ⑥ 女性の服装はできるだけ肌の露出を避け、目立たない服装とする。
- ⑦ 海上活動（ダイビング・スノーケリング等）を行う場合は事前に支所に届け出るとともに、必要なブリーフィングを受ける。

3) キリバス（首都タラワ・クリスマス島）

業務渡航：注意喚起

一般渡航：注意喚起

※上記以外（北タラワ、他離島など）の場所へ移動する場合には前広にフィジー事務所に連絡し、事前準備が必要。

【事前準備】

① 業務渡航・一般渡航の条件

フィジー事務所（代表アドレス：fj_oso_rep@jica.go.jp）宛てにメールもしくはポータルシステムにより渡航の二週間前までに渡航目的、日程、渡航者情報、移動手段、滞在先、連絡先を連絡する。

渡航前に「キリバス国安全対策マニュアル」を熟読すること。

【行動規範】

- ① SIM カード購入またはローミング・サービス手続き等により、現地での携帯電話番号を確保する。
- ② 携帯電話番号を入手次第、フィジー事務所及びキリバスフィールドオフィスに連絡する。
- ③ 外出時は携帯電話（フル充電と残高の確認は常に実施）を必ず携帯する。
- ④ 昼間一人で外出する場合、必ず人目が行き届く場所を念頭にして移動・行動する。人気のない場所（海岸線等）、日中でも暗い場所（林の中等、人目が行き届かない場所）での単独行動は絶対に避ける。
- ⑤ 夜間外出及び帰宅する場合については、宿泊先までのドアツードアの車両（G/P、プロジェクト備上車、事務所指定のレンタカー会社、公用車、ミニバス等）を利用し、22時までには必ず帰宅する。
- ⑥ 真にやむを得ない事情により22時までに帰宅できない場合は、事前にキリバスフィールドオフィスまで連絡して必要な指示を仰ぐ。
- ⑦ ミニバスを利用する際は、原則、指定された乗り場で乗降を行い、満員で座席に座れない場合は、乗車をしない。
- ⑧ 女性の服装はできるだけ肌の露出を避け、目立たない服装とする。
- ⑨ 酔っ払い同士の喧嘩や窃盗等の犯罪に巻き込まれるリスクが高いため、アルコールの提供を主目的とする飲食店（バー、ナイトクラブ等）への立ち寄り禁止とする。特にベシオ地区の酒場（ナイトクラブ）やビケニベウ地区のホテル等では、給料日にあたる隔週金曜日に、人が多く集まり飲酒している場所があるので、注意が必要。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによるカメラオンでの実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

【上限額】

315,394,000円（税抜）

なお、定額計上分 30,140,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

- 1) 定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ベースライン・エンドライン調査（ミクロネシア・キリバス）	第6条 実施方針及び留意事項（10）現地再委託、第7条業務の内容（22）、（26）成果2に関する業務、（23）（27）成果3に関する業務	8,000,000円	2カ国での成果2及び成果3のベースライン調査費一式	(1) 一般業務費 又は (2) 再委託費
2	成果2 研修教	第6条 実施方針及	4,000,000円	2カ国における	一般業

	材開発（ミクロネシア・キリバス）	び留意事項（8）パイロットサイトの考え方、（15）国内展開における地理的な困難性、（16）限られた保健人材と持続性、第7条業務の内容（11）（12）（17）（18）（22）（26）成果2に関する業務		成果2関連費用	務費又は、
3	成果3教材、デジタル技術の開発及び地域活動（ミクロネシア・キリバス）	第6条 実施方針及び留意事項（8）パイロットサイトの考え方、（10）現地再委託、（15）国内展開における地理的な困難性、（16）限られた保健人材と持続性、第7条業務の内容（13）（14）（19）（20）（23）（24）（27）（28）成果3に関する業務	8,000,000円	ミクロネシアおよびキリバスにおける成果3関連費用	（1）一般業務費 （2）再委託費
4	本邦研修（ミクロネシア・キリバス）	第6条 実施方針及び留意事項（2）（3）業務の実施（運営）体制、（9）本邦研修の実施、第7条業務の内容（4）本邦研修の実施	7,980,000円	（1）報酬計0.8人月（受入期間の業務人月：母子保健（3号）、栄養・母子保健（3号）を想定。） （2）直接経費（技術研修一式）	（1）報酬及び （2）国内業務費
5	域内研修参加費用	第2章第6条実施方針及び留意事項（2）業務の実施（運営）体制、（3）間接的受益国との関わり、第7条【両国共通】（6）成果4に関する業務	2,160,000円	フィジーおよびトンガで実施される成果4に関連する域内研修/WSへの参加費（交通費、日当・宿泊費）：フィジー・トンガそれぞれ1回／期*2期（計4回開催）予定、両国各3名参加を想定。	一般業務費

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【ミクロネシア】東京～グアム～パリキール

【キリバス】東京～（オークランド・シドニー・ブリスベン・香港）～ナンディ
東京～ナンディ（直行）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(なお、キリバスの通貨はオーストラリアドル (AUD) となります。)

別紙2 : プロポーザル評価配点表

別添 : プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/保健システム強化</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力：	(12)	

【キリバス】 栄養/母子保健	
ア) 類似業務の経験	6
イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3
(3) 業務従事者の経験・能力： 【ミクロネシア】 母子保健	(12)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国・地域での業務経験	0
ウ) 語学力	0
エ) その他学位、資格等	4

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

 2. 実施方法： Microsoft-Teamsによるカメラオンでの実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注）JICA 在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上